

2021年度
関西学院大学ロースクール
D日程

一般入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

Yは、政党X（以下「X党」という。）の党员であり、A市の市議会議員であった。Yは、党の若返りを図るために、選挙での公認にあたって定年制を導入することや、任期を2期に限定することなどを党幹部に対して再三申し入れていたが、これまで聞き入れられることはなかった。党幹部の対応に不満をもったYは、街頭演説やテレビ討論会などで、「X党は長老支配になっており、若い人の意見が反映されない仕組みになっている。将来の社会を考えるならば、X党の現職議員よりも、B党の若い新人候補を当選させた方がよい。」という趣旨の発言を繰り返すようになった。

事態を重く見たX党の党紀委員会は、Yの発言が党規約で処分事由とされている「党の方針又は政策を公然と非難する行為」に当たるとして、Yに対して党の役職停止の処分を行った。党紀委員会での審査の際、Yは、自らの発言はX党のためを思っているものであるから上記の処分事由には当たらないと反論したが、聞き入れられなかった。

処分に納得できないYは、街頭演説などにおいて、自らがX党により不当な処分を受けたこと、X党の組織が腐敗しているなどの発言を繰り返した。これを聞いたX党の幹部がYを再び党紀委員会での審査にかけたところ、党紀委員会は、前回処分後にもかかわらず党規約違反の行為が再度行われたこと、また、選挙が間近に迫っていたことを考慮して、党規約が定める弁明の機会をYに与えることなくYを除名処分とした。なお、X党の党紀委員会では、運用上、2回目の党規約違反では党员資格の停止の処分を行うことになっており、除名処分は3回目以降の違反の場合に行う慣行になっていた。Yは、今回の件以外では、これまで党規約違反で処分を受けたことはない。

Yの除名処分に伴い、X党は、同党が所有する党员用住宅に居住しているYに対して、住宅の明渡しを求める訴えを提起した。この訴訟において、Yは、除名処分は党規約に反して無効であるから、党员としての地位は失われていないとして、住宅の明渡しには応じられないと主張している。

〔設問1〕

政党は、憲法上どのように位置づけられるのかを、政党の憲法上の根拠とともに説明しなさい。

〔設問 2〕

上記訴訟において、裁判所はどのような判断を下すべきか。

2021 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【D 日程：憲法】

《出題趣旨》

本問は、政党の内部紛争に司法審査が及ぶかどうかの検討を求める問題である。解答にあたっては、この論点に関するリーディングケースである共産党袴田事件判決（最判昭和63年12月20日判時1307号113頁）を踏まえた論述が求められる。

なお、本問では、〔設問1〕と〔設問2〕の小問に分割して解答を求めている。〔設問1〕においては、問題文の事案に取り組む上で不可欠の判例知識を問うことで、憲法の基本的知識や重要判例に関する理解の習得度を判定し、〔設問2〕においては、問題文の事案を適切に分析・検討できる能力を図ることが目指されていた。

《解説・講評》

1. 〔設問1〕について

〔設問1〕では、政党の憲法上の位置づけが問われている。政党条項を置くフランスやドイツと異なり、日本国憲法には、政党に関する規定は存在しない。それゆえ、政党は私的結社として、憲法21条1項の結社の自由を根拠として認められる。他方、政党は国政上の意思形成に影響を与える存在であることから、単なる任意団体とは言えない側面もある。実際、法律上も、政治資金規正法は、「議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性」（1条）について指摘している。また、最高裁も八幡製鉄事件（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁）において、「憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべき」であるとしており、「政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素」と位置づけている。

本問においては、この八幡製鉄事件判決の説示を再現することが求められていた。この説示は、各種の短答式試験等でも再三再四問われているもので、憲法学における最重要の基本的事項の1つといってよい。それにもかかわらず、ごく一部の受験生を除き、この基本知識を答案上で言語化できた者はいなかった。それどころか、〔設問1〕で問われている内容自体を理解できていない者が多数いた。

近年は、憲法答案の「書き方」のマスターばかりに注力して、憲法の基本的知識を備えないまま法科大学院入試を受験する者が少なくない。この〔設問1〕に解答できなかった受験生もこういった者の一人なのかもしれない。「既修者」としての入学を目指すのであれば、入学後に知識面に不安が残るといったことがないよう、基本的事項

については幅広く学習しておくことが望まれる。

2. [設問2] について

[設問2]では、政党内部の処分に司法審査が及ぶかどうかが問題となる。本問の訴訟は、法律上の争訟（裁判所法3条1項）であるものの、実質的な争点は除名処分の適否である。それゆえ、政党の党員に対する除名処分に裁判所の司法審査が及ぶのか、及ぶとしてその範囲はどこまでかが検討されなければならない。

自主的な団体の内部紛争に司法審査が及ぶか否かについて、富山大学事件判決（最判昭和52年3月15日民集31巻2号234頁）は、「一般市民社会の中であってこれとは別個の法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを相当とし、裁判所の司法審査の対象にはならない」という「部分社会の法理」を提示した。この考え方は、党員の除名処分に關する共産党袴田事件判決にも受け継がれている。同判決は、「政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべき」と説示している。

他方、同判決は、政党が結社の自由に基づく任意団体であり、かつ、議会制民主政治を支える重要な存在であることから[⇒この箇所こそが[設問1]において確認を求めている内容である]、政党には「高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなす自由を保障しなければならない」とも述べている。このことを根拠として、同判決は、処分が「一般市民としての権利利益を侵害する場合」には裁判所の審判権が及ぶとするものの、その審査の範囲は手続の適正さの審査に限定されるという効果を導いている。すなわち、「右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってなされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られる」とした。

解答にあたっては、団体の内部紛争が司法審査の対象になるかについて、上記の一般的な判例法理を示したうえで、政党の特殊性をふまえた規範を定立できるかどうかポイントとなる。

本問について見ると、Yに対する除名処分は、X党の内部問題ではあるが、党員用住宅の居住条件を剥奪するものであるから、一般市民としての権利利益に直接に関係するとして司法審査の対象になると考えられる。ただし、上記判例理論によると、政党の高度の自主性と自律性を理由として、裁判所の審査は手続が適正かどうかには限定される。それゆえ、Yの行為が党規約の処分事由に該当するかどうかや、2回目の違反にもかかわらず処分が重いのではないかなどは、政党の自律的な判断が尊重される

べきで、裁判所の審査は及ばない。他方で、X党の党紀委員会が党規約で定められた弁明の機会をYに与えなかった手続については、判例法理によると、裁判所の審判権が及ぶことになる。それゆえ、本問の事案の場合、裁判所は、除名処分が手続違反として違法と判断し、Xの請求を棄却すべきことになる。

ただ残念ながら、問題文の事案が共産党袴田事件と類似していることに気がついた者はわずかであり、同事件における判例の説示を参考にしつつ一般的な判断枠組みを定立することができていた受験生も少数にとどまった。それゆえ、必要な具体的検討を行うことができていた者ももちろん少数となった。

事例問題に取り組む際は、まず事案類型として同様の先例があるかを考え、あるならば、その先例においてどのような一般的な判例法理が形成されているかを確認し、その判例法理に従いつつ事案の具体的検討を行う、というのが一般的である。ただ、当然ながら、このような作業を行うためには、前提となる基本判例の知識・理解が不可欠であることは言うまでもない。今回の入試に関しては、こういった基本的知識・理解の不十分な受験生が多かった印象があるので、学習にあたっては、「書き方」ばかりに気をとられるのではなく、その前提となる基本的知識の修得にも、是非注力していただきたい。

以 上